

令和8年度公益財団法人群馬県農業公社

農地中間管理事業評価委員会議事録

- 1 日 時 令和8年6月17日(水) 午後1時24分～午後2時35分
- 2 場 所 群馬県庁29階 第2特別会議室
- 3 委員数 6名
- 4 出席委員 5名
委員長 有田 かおり
委 員 井田 利子
委 員 草苺 仁
委 員 関根 正敏
委 員 高橋 幸一郎
- 5 欠席委員 1名
委 員 恩田 昭一
- 6 議事
 - (1) 令和7年度農地中間管理事業に係る実施状況等について
 - (2) 令和7年度農地中間管理事業実施に対する意見について
- 7 議事の経過
 - (1) 開会
村上事務局次長が、公益財団法人群馬県農業公社農地中間管理事業評価委員会の開会を宣言した。
 - (2) 開会あいさつ
○横室理事長から、開会のあいさつを行った。
【あいさつ要旨】
 - ・開会にあたり、一言あいさつを申し上げる。
 - ・本日はお忙しい中、群馬県農業公社評価委員会にご参加いただき心より感謝申し上げます。
 - ・群馬県農政部では、昨年度末に「群馬県農業農村振興計画2030」が策定され、その中の施策の柱「多様な担い手の確保・経営基盤の強化」において、地域計画に基づく農地利用の最適化が位置付けられている。地域農業の中

心的役割を担う担い手への農地集積・集約化を加速することとしている。農業公社としても、これらの施策と連携し、市町村が行う地域計画のブラッシュアップについて積極的に支援を行う。

- ・また、令和7年度より、農地の貸借等の手続きは原則として農地中間管理事業に一本化されている。昨年度、30市町村において、2,037ヘクタールの農地を転貸し、対前年で2.2倍と大きく増加した。制度創設以来の累計では、34市町村で8,254ヘクタールとなった。
- ・令和9年度をピークに、事業量の増加が見込まれることから、これらの事務を円滑に実施できるよう、引き続き、組織体制の整備やデジタル化の推進など業務の効率化に努めていきたい。
- ・本日は、令和7年度の実施状況と令和8年度の取組についてご審議いただき、委員の皆さまから忌憚のないご意見を賜りたい。

○新任評価委員の紹介を行った。

村上事務局次長から、新たに就任された委員の紹介が行われた。

- ・群馬県農政部長 有田 かおり
- ・ぐんま農業委員会女性ネットワーク会長 井田 利子

(3) 委員長の互選

岸前農政部長の辞任により評価委員長が未選定となっている。評価委員会設置要領第4の2の規定により委員長は委員の互選により定めることとなる。

関根委員より有田委員が推薦され、委員全員の承認を得て委員長に決定した。

○有田委員長が、あいさつを行った。

【あいさつ要旨】

- ・委員長の就任にあたり、一言あいさつを申し上げる。
- ・国は令和6年度改正の、「食料・農業・農村基本法」に基づき、令和7年度から11年度まで農業構造転換集中対策期間とし、農地の大区画化等を推進している。
- ・また、令和6年度末までに地域計画の策定が進み課題が明らかとなった。群馬県農業公社をはじめ市町村等関係機関が連携し、重要事項である地域計画のブラッシュアップ、担い手の確保・育成、農地の集積・集約化の実現に取り組む。
- ・県では令和8年度から12年度を計画期間とした、「群馬県農業農村振興計

画 2030」を策定し、「ともに創る！自然と経済の調和のもとに成長する農業・農村」を基本目標に農業農村の可能性を最大限に引き出し、県民がその魅力と豊かさを享受できるよう施策を推進する。

- ・本日は、令和7年度の農地中間管理事業の実施状況と令和8年度の事業計画についてご審議いただき、幅広いご意見を賜れば幸いです。

○出席した群馬県職員及び群馬県農業公社職員の紹介を行った。

(4) 議事

【有田委員長】

「(1) 令和7年度農地中間管理事業に係る実施状況等について」、関連するため「(2) 令和7年度農地中間管理事業実施に対する意見について」と併せて事務局に説明を求めた。

【事務局】

委員長の求めにより、事務局から説明が行われた。

【有田委員長】

説明終了後、委員長より「(1) 令和7年度農地中間管理事業に係る実施状況等について」及び「(2) 令和7年度農地中間管理事業実施に対する意見について」の説明に対する意見等を求めたところ、以下の意見及び質問があった。

● 意見・質問

【草苅委員】

地域計画に基づき農地集積を進めており、その中で、地域分担制から事務分担制に移行し、業務の効率化を図っているとのことだが、縦割りの弊害が出る恐れはないのか。

【横室理事長】

業務量が増加するなか、制度改正は法律に基づくため、事前準備ができた。地域別に担当者を置くことで、市町村別の土地の動きについて経年的に把握できることや、市町村毎のシステムの細かい違いに対応できるメリットがあった。

しかし、件数の増加に伴い地域によって件数の違いが大きく、その違い

が非効率であると判断した。

そのため、促進計画案が持ち込まれた時点でチェックし、整理を行い確認ができれば、その後次の処理に進むように業務改善を行った。

結果として、スムーズに業務が回っていると認識している。業務量が増える見込みの令和9年度まで、現状の体制でブラッシュアップを行う。

【草苅委員】

コメの価格をはじめとして、生産物価格と資材価格の価格条件が大きく変化している。貸付や借入にもその影響はあるのか。

【横室理事長】

資材などの価格変化が中間管理事業の賃料に影響しているとは感じられない。使用貸借により無料で貸付を行う土地も多く、管理をしてもらうだけでありがたいと思う人も多い、あえて言えば、そういった無料の使用貸借が資材高騰の影響を吸収している可能性はあると思う。

【田中課長】

資材価格が土地の貸し借りに影響を与えているかは、データも無く不明。

令和4年頃に資材価格が上がったが農産物の価格は低迷しており、経費のみが増え収入が増えない期間があった。近年は、農産物価格が上昇してきていると、認識している。中東情勢もあり、今後のことはわからないが令和4年頃に落ち込んでいた、制度資金などの投資金額が回復傾向にあるため、投資意欲が上がってきたという感覚があり、規模拡大に取り組む意欲が戻ってきていると考えられる。

【関根委員】

前橋では令和5年から6年にかけて農地の賃料を下げる考えが多くなり、基準単価8,000円の所が、5,000円や0円にしてほしいという担い手農家からの地権者に対する動きが盛んになった。令和7年産からは、地権者から価格が見合わないことを理由とし、2～3倍の賃料にしてほしいという話が前橋南部地域であった。担い手農家が地権者の提示する価格に対応できず、解約することになった例もある。

【横室理事長】

急激に価格が変化しているため、価格を理由とした解約等が発生する

ことは理解できる。

中間管理では、5年、10年で契約しているので、契約途中での（金額）変更も考えられるが、変更契約も労力がかかるため解約を思いとどまらせる要因となっているのかもしれない。

【高橋委員】

コンニャクをはじめとして作物の価格が低迷している。また、猛暑によるコンニャクの不作により、種芋が不足し定植ができない状況である。

さらに、コンニャクの栽培面積が多いため、他の作物で補うこともできず、畑が余ってしまう状態になっている。残っている（作付できない）土地は基盤整備ができていない土地である。作業機械も大型化し、省力化を図っている現状では、基盤整備も併せて進めないと将来的に土地が余ってしまうことが懸念される。

8. その他

【有田委員長】

その他の項目として「令和8年度事業計画」について事務局に説明を求めた。

【事務局】

委員長の求めにより、「令和8年度事業計画」の説明が事務局から行われた。

【有田委員長】

説明終了後、委員長より「令和8年度事業計画」の説明に対する意見等を求めたところ、以下の意見、質問があった。

● 意見・質問

【関根委員】

事務処理の標準化・デジタル化について。

昨年10年目の更新で200件、500筆程度、利用権設定の処理を行ったが遠隔地の地権者が増えており連絡を取りにくい。農業委員会に依頼し連絡を取ったが難しかった。契約ができて、その後のやり取りにも時間がかかり、地権者からも電子契約などができないのかとの要望があった。

農地の貸借手続きに関して電子契約の導入を検討することを国にあげていただきたい。

また、最近では所有者不明農地が多く発生している。登記が義務化されているが、登記されておらず相続人がわからない状態になっている。管理の必要があるため、作付けをしているが、10年後の契約更新に不安がある。対策があれば教えてほしい。

【横室理事長】

制度の中心が書面でのやり取りとなっており、電子契約はできていない。公社として、(契約書類について)判子の押印を依頼していたが、押印せず、自署を認めるなど、改善を図ってきた。公社で改善できる部分は改善していきたい。

所有者不明農地については、一定期間の探索を行った結果、所有者が見つからなければ法務局に(賃料の)供託を行い、担い手へ貸付を行うことができる制度がある。

【草苺委員】

相続の問題が多いのであれば、なおさら電子化が必要なのではないか。

【横室理事長】

現在、相続人が遠隔地にいることが多いので、電子化の必要性はご指摘のとおりと考えている。

【村上次長】

相続を放棄する方が増えているとも聞いている。

【高橋委員】

相続人が多い場合、その探索に苦慮している。手続きについては、最終的に弁護士を入れる必要があるが、相続人の意向も多岐にわたり、農地を買えない状態になっていることもあるので、農地売買等支援事業で指導してもらえるとありがたい。

【有田委員長】

気になる件があれば相談に乗っていただけるという認識でよいか。

【横室理事長】

制度があるので相談は受け付けるが、実務については各市町村に事務委託をしているので、連絡を取りながら進めることになる。

【井田委員】

伊勢崎市農業委員会の講習会で、公社の方から事業の説明を受けたことに加え、今回の評価委員会で事業の内容を深く知ることができた。

伊勢崎の南部では、大規模な水田では貸借が進んでいるが、北部では小面積の農地が多いのが現状である。担い手は、効率のよい大きな農地を求めていることもあり、小面積では、借り手が見つからないことがある。

さらに、相続の結果によっては（所有権が分割され）農地の規模を維持できない場合もある。農地規模が確保できるよう、国でよい対策を考えてほしい。

遠隔地の地権者では、土地の場所を認識しておらず、管理せず放棄地となっている場合がある。連絡を取ると農地中間管理機構等を活用した、管理を依頼されることがあるがそれ以上話は進まない。

このような現状にあることを、知っていただきたい。

【高橋委員】

農振除外について、市では市の主導で農振除外できるようだが、町村では3年ほどかけないと農振除外できない。若い世代は新しく家を建てたい要望があるため、期間を短くすることはできないか。

【田中課長】

農振除外については、市や町村で対応の違いはなく、制度としては同じである。市町村が定めた（居住地域・農業地域の）ゾーニングによる。農振除外は、法令によって定められた要件を満たしていないと、ゾーニング計画を変えることはできない。

県としては農振除外の受付後、8ヶ月以内に手続きを終わらせることを目標にしているが、変更するためには、計画変更の要件を満たしていることを確認できる資料が必要となる。

市町村では、その要件を満たす、確認資料の収集に時間を要しているようである。その部分を短縮できれば、全体の手続きも短くすることができる。

県や市町村でも、担当者の異動などで経験がない職員が担当になることも想定し、制度の説明会や動画の提供などを行い、事務手続きの短縮に

向けての取り組みは行っている。

市に権限委譲されているのは、農地法による転用の許可であり、市だけでなく町村でも希望すれば権限委譲は可能となっている。農振除外は権限委譲の制度はない。

【有田委員長】

公益財団法人群馬県農業公社農地中間管理事業評価委員会設置要領第2の2に、「委員会は、毎事業年度に係る事業の実施状況について評価し、これに関して必要な意見を、公社理事長に述べるものとする。」と定められています。

いただいた意見については、後日、議事録にして委員の皆さんのところへ事務局から送付しますが、本日の意見の中で、特に、機構に対して文書として、通知しておくべき事項はありますか。

【全委員】

通知の必要なし。

【有田員長】

本日の意見を反映し、農地中間管理事業において、一層の取り組みを進めるようお願いする。

○委員長から、本日予定した議案の審議を全て終了した旨が告げられた。

9 閉会

村上事務局次長より、公益財団法人群馬県農業公社農地中間管理事業評価委員会の閉会が宣言された。

以上のとおり、評価委員会の内容を記載し、その内容に相違ないことを証し、ここに理事長は記名押印した。

令和8年6月17日

公益財団法人 群馬県農業公社
理事長 横室光良

